電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条第1項の規定に基づき、電子鍵盤楽器の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(表示の基本)

- 第2条 前条の目的を達成するため、事業 者は、次に掲げる事項を基本として、表 示を行うものとする。
 - (1) 電子鍵盤楽器を取り扱う事業者は、 情報を公正かつ十分に開示して、一般 消費者の正しい商品選択と商品の安 定した使用が確保されるように努め なければならない。
 - (2) 電子鍵盤楽器は、使用目的が多岐に わたる場合が多いことから、一般消費 者に過度の期待を抱かせるような広 告その他の表示は厳に戒めなければ ならない。

(定義)

第3条 この規約において「電子鍵盤楽器」 とは、一般消費者の用に供されるもので、 電子発振音源と鍵盤を有する電子ピア ノ、電子オルガンであって、電子鍵盤楽

- 第1条 規約第3条第1項に規定する電子 鍵盤楽器とは、以下に定めるものをいう。
 - (1) 「電子ピアノ」とは、一段のピアノ タッチの手鍵盤(足鍵盤なし)を有す

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

器の表示に関する公正競争規約施行規則 (以下「施行規則」という。)において規 定するものをいう。 る減衰音主体の楽器をいう。

- (2) 「電子オルガン」とは、オルガンタッチの手鍵盤及び足鍵盤を有する持続音主体の楽器をいう。
- 2 前項に規定するもの以外のものであっても、その商品の呼称あるいは品名に「電子ピアノ」又は「電子オルガン」に類似した表示(商標を含む。)を使用する場合には、規約及び本施行規則に準じた表示を行わなければならない。ただし、この遵守義務は、当該商品に「電子ピアノ」又は「電子オルガン」の表示を認めるものではない。
- 2 この規約において「新品電子鍵盤楽器」 とは、一般消費者又は事業者に使用され たことのない電子ピアノ及び電子オルガ ンをいう。
- 3 この規約において「中古電子鍵盤楽器」 とは、一般消費者又は事業者に使用され たことのある電子ピアノ及び電子オルガ ンをいう。
- 4 この規約において「事業者」とは、電子 鍵盤楽器を製造し又は輸入して販売する 事業者(以下「製造業者等」という。)及 び電子鍵盤楽器を販売する事業者(以下 「販売業者」という。)をいう。
- 5 この規約において「表示」とは、顧客を 誘引するための手段として、事業者が自 己の供給する電子鍵盤楽器の取引に関す る事項について行う広告その他の表示で あって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 商品による広告その他の表示及び これに添付した物による広告その他 の表示

第2条 規約第3条第4項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造委託した電子鍵盤楽器に自己の商標又は名称を表示して販売する者を含む。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。) 及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)
- (3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送 (有線電気通信設備又は拡声機によ る放送を含む。)、映写、演劇又は電光 による広告
- (5) 情報処理の用に供する機器による 広告その他の表示(インターネット、 パソコン通信等によるものを含む。)
- 6 この規約において「カタログ等」とは、 一般消費者が電子鍵盤楽器を購入するに 際して選択の参考となる性能、仕様、特徴 等を記載したものをいう。
- 7 この規約において「取扱説明書」とは、 事業者が自己の販売する電子鍵盤楽器に 添付して一般消費者に提供する印刷物で あって、電子鍵盤楽器を適切に使用し保 管するために必要な事項を記載したもの をいう。
- 8 この規約において「保証書」とは、事業 者が自己の販売する電子鍵盤楽器に添付

第3条 規約第3条第6項に規定する「カタログ等」には、「パンフレット」、「リーフレット」と呼称されるものや情報処理の用に供する機器によって表示されたこれに類似するものを含み、新聞、チラシ等は含まないものとする。

第4条 規約第3条第7項に規定する「取 扱説明書」には、「使用説明書」、「ご使用 のしおり」、「御愛用の手引」等と呼称さ れるものを含む。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

して一般消費者に提供する印刷物であっ て、自己の販売する電子鍵盤楽器につい て、一定の条件の下に、一定期間内に発生 した故障に対して、主として無料修理す る旨を記載したものをいう。

第2章 新品電子鍵盤楽器の表示 (電子鍵盤楽器本体の表示)

- 第4条 製造業者等は、自己の供給する新 品電子鍵盤楽器の本体に、電気用品安全 法に基づく表示を行うほか、次に掲げる 事項を施行規則で定めるところにより明 瞭に表示しなければならない。
 - (1) 商品名又は商標及び機種名
- 器本体の表示は、ラベル、塗装、刻印等に より行うものとする。

| 第5条 規約第4条に規定する電子鍵盤楽

- 第6条 規約第4条第1号に規定する「商 標」には、商標名に代えて識別機能を有 する「愛称」を使用し表示することがで きる。
- 第7条 規約第4条第1号に規定する「機 種名」とは、事業者が電子鍵盤楽器の機 種ごとに付している記号(例えば「A-1」、「BD-100」等)をいい、「品番」、 「型番」と呼称されるものを含む。
- 名で表示することが適切でない場合 は、原産地名)及び原産国について誤 認するおそれがある国産品について は国産品である旨
- (3) 製造時期
- (2) 輸入品についてはその原産国名(国 第8条 規約第4条第2号に規定する「原 産国」とは、電子鍵盤楽器の内容につい て実質的な変更をもたらす行為が行われ た国をいう。
 - 第9条 規約第4条第3号に規定する「製 造時期しは、次に定めるところにより表 示するものとする。
 - (1) 表示場所 本体の裏側等の見やすい場所で、電

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

> 気用品安全法に基づく表示板に近接 した場所とする。

- (2) 表示方法 本体表示は、シールの添付又は電気 用品安全法表示板に表示する。
- (3) 製造年 西暦による年単位で表示する。
- (4) 表示文字製造時期の活字の大きさは、写植文字 28級(6 mm)以上とする。
- (5) 材質、色 シールの材質及び色は統一しない。 ただし、表示する製造時期の活字が見 やすいような材質及び色を考慮する。

(4) 製造業者等の氏名又は名称

(カタログ等の必要表示事項)

- 第5条 製造業者等は、新品電子鍵盤楽器 についてカタログ等を作成する場合は、 次に掲げる事項を施行規則で定めるとこ ろにより明瞭に表示しなければならない。
 - (1) カタログ等を作成した事業者の住所及び氏名又は名称
 - (2) 電子ピアノ又は電子オルガンである旨

第 10 条 規約第 5 条第 1 項に規定する新 品電子鍵盤楽器のカタログ等の必要表示 事項は、活字の大きさ、色等を考慮して 見やすい方法で明瞭に表示しなければな らない。

- 第 11 条 規約第5条第1項第2号に規定 する「電子ピアノ又は電子オルガンであ る旨」の表示は、主要カタログ等に表示 することとする。
- 2 同号に規定する「電子ピアノ又は電子 オルガンである旨」の表示のうち、デジタ ル方式による「電子ピアノ」にあっては、 「電子ピアノ」の表示に代え「デジタルピ アノ」を使用し表示することができる。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約		電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
(2)		施行規則 第 12 条 規約第5条第1項第3号に規定
(2)	同品石スは同宗及い仮惺石	お 12 米 - 焼わおり来おり頃ありちに焼た する「商品名又は商標及び機種名 につ
		いては、第6条及び第7条の規定を準用
		いては、第0米及い第7米の規定を平用 する。
(4)	鍵の数	
(5)	寸法及び重量	
(6)	ソフトの互換性に関する事項	第 13 条 規約第5条第1項第6号に規定
		する「ソフト」とは、演奏用ソフト、音
		色ソフト等本体に付随して使用するもの
		をいう。
		2 互換性表示の具体例としては次のとお
		りである。
		「○○シリーズの演奏用ソフトは、本
		△△シリーズには使用できません。」
(7)	付属品又はサービスの内容	第 14 条 規約第5条第1項第7号に規定
		する「付属品」とは、新品電子鍵盤楽器
		の使用に必要な物品をいい、単価 1,000
		円以下の物品についてはその表示を省略
		することができる。
(8)	使用及び保管に関する事項	 第 15 条 規約第5条第1項第8号に規定
(6)	使用及び休日に関する事項	対 13 未
		電子鍵盤楽器本体のほか付属品に関する
		事項も含むものとし、電子鍵盤楽器の演
		奏に際しての心得るべき事項及び保管に
		関する事項を記載するものとする。
		因する事項を記載するものとする。
(9)	カタログ等の内容についての照会	 第 16 条 規約第5条第1項第9号に規定
9	先	する「照会先」には、照会先の住所、氏
		名又は名称及び電話番号を記載するもの
		とする。
(10)	カタログ等の作成時期	第17条 規約第5条第1項第10号に規定

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約	電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
	施行規則
	する「カタログ等の作成時期」は、次の
	例により表示する。
	(1) 「平成○○年 (又は 20○○年) ○月
	作成」
	(2) 「平成○○年 (又は 20○○年) ○月
	現在
	70 II.
 (11) 運送・据付に関する事項	 第 17 条の2 規約第 5 条第 1 項第 11 号に
	規定する「運送・据付に関する事項」は、
	次の例により表示する。
	(1) 「このカタログに掲載されている価 ************************************
	格には、運送料・据付料は含まれてお
	りません。」
	(2) 「運送料・据付料については、販売
	店とよくご相談ください。」
(12) 仕様変更に伴う断り書	第 18 条 規約第 5 条第 1 項第 12 号に規定
	する「仕様変更に伴う断り書」は、次の
	例により表示する。
	「商品の仕様は、改良の際予告なしに
	変更する場合があります。」
2 前項の規定にかかわらず、用途の異な	第19条 規約第5条第2項に規定する「用
る多数品目について総合的に記載したカ	 途の異なる多数品目について総合的に記
タログ等については、施行規則で定める	載したカタログ等」とは、電子製品総合
ところにより前項各号のうち一部事項の	カタログ、楽器総合カタログ、電子楽器
表示を省略することができる。	総合カタログ又はこれに類するものをい
次小で日刊することができる。	い、これらカタログ等については、カタ
	·
	ログ等の必要表示事項のうち同条第1項
	第6号から第8号までに規定する表示を
	省略することができる。ただし、省略し
	た場合は詳しい内容を知る方法を明記す
	る。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

(取扱説明書)

- 第6条 事業者は、新品電子鍵盤楽器を一般消費者に販売する場合は、次に掲げる 事項を施行規則で定めるところにより明 瞭に表示した取扱説明書を交付しなけれ ばならない。
 - (1) 取扱説明書である旨及び電子鍵盤 楽器を使用する前に必ず読むべき旨
 - (2) 取扱説明書を作成した事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号
 - (3) 使用及び保管に関する事項

- (4) アフターサービス及び苦情処理に 関する事項
- 第20条 規約第6条第3号に規定する「使用及び保管に関する事項」には、使用上あらかじめ理解していることが必要な主要部分の名称及び機構、機能等についての説明を付記し、また手入れ方法、保管方法等についての注意事項を明記する。
- 第21条 規約第6条第4号に規定する「アフターサービス及び苦情処理に関する事項」には、一般消費者が事業者のアフターサービスを受け又は苦情の処理をしてもらうための手続並びに窓口の所在地、名称又は電話番号を記載するものとす

る。

(保証書)

- 第7条 事業者は、保証書に次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより明瞭に表示しなければならない。
 - (1) 保証書である旨

- 第22条 規約第7条第1号に規定する「保証書である旨」とは、「保証書」、「無料保証書」、「無料修理保証書」等の名称をいう。
- (2) 商品名又は商標及び機種名
- 第23条 規約第7条第2号に規定する「商

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約	電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則
	品名又は商標及び機種名」については、 第6条及び第7条の規定を準用する。
(3) 保証者の住所、氏名又は名称及び電 話番号	第24条 規約第7条第3号に規定する「保証者」とは、保証書の記載内容について最終的に責任を負う事業者について表示する。ただし、複数の事業者が共同して責任を負う場合は、その旨を明示するものとする。
(4)保証期間	第25条 規約第7条第4号に規定する「保証期間」とは、無料修理等を行う期間の始期及び終期を次の例により表示する。ただし、部品により保証期間が異なる場合は、部分を明らかにしてその対象ごとに表示する。 (1) 始期及び終期の年月日を明記する方法 「平成○年(又は20○年)○月○日まで」 (2) 始期を特定した上で、始期より終期までの期間を明記する方法 「平成○年(又は20○年)○月○日から○年間」 「購入又は納入日(平成○年(又は20○年)○月○日から○年間」
(5)保証内容	第26条 規約第7条第5号に規定する「保証内容」には、全ての部分について保証しているのか、部分的な保証なのかを明らかにして、部分的な保証であるときは対象となる部分又は対象外となる部分を

	T
電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約	電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則
	明確に表示しなければならない。
(6) 無料修理等の受付窓口の住所、氏名 又は名称及び電話番号	第27条 規約第7条第6号に規定する「無料修理等の受付窓口の住所、氏名又は名称及び電話番号」は、あらかじめ受付窓口を特定できない場合は、記載欄を設け販売に当たって記載する方法を採ることができる。
(7) 保証を受けるための手続	第28条 規約第7条第7号に規定する「保証を受けるための手続」は、保証書の提示、故障箇所の修理の申出等、保証内容の給付を受けるに当たって一般消費者が行わなければならない事項を具体的に表示する。
(8) 保証の適用除外に関する事項	第29条 規約第7条第8号に規定する「保証の適用除外に関する事項」には、一般消費者が保証期間内であっても保証書に基づく無料修理を受けられない場合を具体的に表示する。
(9) 保証を受けるための条件	第30条 規約第7条第9号に規定する「保証を受けるための条件」には、例えば、次の事項が含まれる。 (1) 保証の有効な地域は日本国内に限られる旨 (2) 無料修理を行うため、当該出張に要した実費を消費者に請求する場合があるときはその旨
(10) その他施行規則で定める事項	第 31 条 規約第7条第 10 号に規定する 「その他施行規則で定める事項」とは、 次に掲げる事項をいう。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

- (1) 保証期間内に転居する場合、贈答用 として購入する場合等保証書の記入 事項の変更が必要な場合の手続
- (2) 保証書の発行によって購入者の法 律上の権利が制限されるものでない 旨

(希望小売価格の表示)

第8条 製造業者等が希望小売価格を表示 する場合は、施行規則で定めるところに より表示するものとする。 第32条 規約第8条に規定する製造業者 等の希望小売価格の表示は、例えば、「メ ーカー希望小売価格××円」等と当該価 格が自己の希望小売価格である旨を明瞭 に表示するものとする。

なお、製造業者等が一般消費者に直接 販売するものについては、希望小売価格 の表示をしてはならない。

- 2 前項の「希望小売価格」は、カタログ 等、希望小売価格表、値札票、広告等にお いて表示することができる。
- 3 製造業者等が希望小売価格表を作成する場合は、作成時期を明示しなければならない。

(店頭等における必要表示事項)

第9条 事業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭、展示場等に展示する新品電子鍵盤楽器には、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

第33条 規約第9条第1項に規定する「明瞭に表示」するとは、当該商品に付着して表示し、又は当該商品の直近の場所に表示板を設定して表示するなど、当該表示が当該商品についてのものであることが明らかに分かるように表示することをいう。ただし、同一商品が二台以上展示され、一般消費者に他の商品と明らかに分別できる状態で展示されている場合においては、一括して表示することができる。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則 第34条 規約第9条第1項第1号に規定 (1) 商品名又は商標及び機種名 する「商品名又は商標及び機種名」につ いては、第6条及び第7条の規定を準用 する。 (2) 販売価格 第35条 規約第9条第1項第2号に規定 する「販売価格」は、実際に販売しよう とする価格を表示するものとする。 (3) 販売価格に含まれる付属品又はサ ービスの内容 (4) 運送料・据付料に関する事項 第 35 条の2 規約第9条第1項第4号に 規定する「運送料・据付料に関する事項」 は、その内容が同一である場合には一括 して表示することができる。 (5) 割賦販売(ローン提携販売を含む。) に関する価格の表示をする場合にあ っては、その支払方法、利息・手数料 の率 (実質年率) 及び額並びに支払総 額 第36条 規約第9条第1項第6号に規定 (6) その他施行規則で定める事項 する「その他施行規則で定める事項」と は、展示品、長期在庫品、旧型在庫品又は 荷ずれ品である旨をいう。 2 訪問販売、通信販売、テレビショッピ ング等の場合は、前項の規定に準じて表 示しなければならない。 (広告における必要表示事項) 第10条 事業者は、一般消費者に直接販売 | 第36条の2 規約第10条に規定する「そ するため、新聞、雑誌、チラシその他の の他の広告」とは、テレビ又はインター

ネットによる広告をいう。

広告において、新品電子鍵盤楽器に関す

る商品広告を行うときは、次に掲げる事

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約	電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則
項を邦文で明瞭に表示しなければならな	
γ ₂ °	
(1) 商品名又は商標及び機種名	第 37 条 規約第 10 条第1号に規定する 「商品名又は商標及び機種名」について は、第6条及び第7条の規定を準用する。
(2) 販売価格	第 38 条 規約第 10 条第2号に規定する 「販売価格」については、第35条の規定 を準用する。
(2) 販売数量、販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨	第39条 規約第10条第3号に規定する「販売数量、販売期間又は販売の相手方が限定されているときはその旨」については、次により表示する。 (1) 販売数量について ア 広告商品ごとに「販売数量○台」、「販売台数○台」、「○台限り」等と明瞭に記載するものとする。 イ 連合広告(二以上の店舗が共同して同一の広告媒体により広告することをいう。)の場合にあっては、次の例により表示する。 (7) 広告商品について、各店舗ごとの販売数量を表示する。 (4) 販売数量が本部などで一括管理されている商品については、全店舗での総販売数量を記することができる。ただし、この場合、当該販売数量が全店舗での総販売数量が全店舗での総販売数量が全店舗での総販売数量である旨及び当まの販売に関して一括管理している照会先を明記するものとする。

- 電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則
 - (ウ) 前記(イ)において、総販売数量 が当該広告店舗数を下回る場合 には、当該商品の展示店舗を明 らかにして広告するものとす る。
 - (2) 販売期間については、「○月○日から○日間限り」、「○月○日から○日まで」等と表示する。
 - (3) 販売の相手方については、例えば、 「音楽大学生限り」、「招待券持参者限 り」等と表示する。
- (4) 割賦販売(ローン提携販売を含む。) に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料 の率(実質年率)及び額並びに支払総 額
- (5) その他施行規則で定める事項

(二重価格表示の制限)

- 第11条 事業者は、新品電子鍵盤楽器の自 店販売価格に他の価格を比較対照価格と して表示する場合(以下「二重価格表示」 という。)には、次に掲げる表示をしては ならない。
 - (1) 比較対照価格として製造業者等が 付した希望小売価格、市価及び自店 平常(旧)価格以外の価格を用いる こと。

- 第 40 条 規約第 10 条第 5 号に規定する 「その他施行規則で定める事項」とは、 展示品、長期在庫品、旧型在庫品又は荷 ずれ品である旨をいう。
- 第41条 規約第11条に規定する用語の意 義は、それぞれ次に定めるところによる ものとする。
 - (1) 「自店販売価格」とは、当該電子鍵 盤楽器を実際に販売しようとする価 格をいう。
 - (2) 「自店平常(旧)価格」とは、当該店舗において当該電子鍵盤楽器と同一の商品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

- (2) 展示品、旧型在庫品及び荷ずれ品の 電子鍵盤楽器について、その旨を明示 せずに二重価格表示を行うこと。
- (3) 比較対照価格として既に撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。

(特定用語の使用基準)

- 第12条 事業者は、新品電子鍵盤楽器の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - (1) 完全を意味する用語 「完全」、「完ぺき」、「パーフェクト」、 「絶対」、「100 パーセント」、「万全」 等全く欠けるところのない意味の用 語は、施行規則で定めるところによる 以外は、使用してはならない。
 - (2) 優位性、最上級等を意味する用語「世界一」、「日本一」、「ナンバーワン」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最高」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。
 - (3) 認定、推賞等を意味する用語 ア 公共的機関その他の団体の認定、 賞、推賞等を受けた旨を表示する場 合は、その内容、期間及び団体名を

- 第41条の2 規約第11条第3号に規定する「既に撤廃されたメーカー希望小売価格等」には、例えば次のようなものが含まれる。
 - (1) 製造業者等が示した市場実勢売価
 - (2) 製造業者等が示した市場想定価格

- 第 42 条 規約第 12 条第 1 号に規定する 「完全を意味する用語」は、計測可能な 条件を 100 パーセント満足させる場合 に、その限りにおいて使用することがで きる。
- 第 42 条の 2 規約第 12 条第 2 号に規定する「ナンバーワン」には、「No. 1」と表記する場合を含む。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

付記しなければならない。ただし、 公知のもので一般消費者に誤認さ れるおそれのないものにあっては、 この限りでない。

イ 「推賞」、「推奨」、「推薦」等ほめて人に勧めることを意味する用語を著名音楽家等が使用している表示は、当該著名音楽家等が体験した具体的事実に基づいた場合のものでなければ使用してはならない。

(特定事項の表示基準)

- 第13条 事業者は、新品電子鍵盤楽器に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - (1) 写真等と販売価格の併用 写真、イラスト等とその販売価格 (希望小売価格を含む。)を同一面に 表示する場合は、当該写真、イラスト 等に使用した商品名又は商標及び機 種名とその販売価格とを対応させて 明瞭に表示すること。
 - (2) 競合製品との比較表示
 - ア 外観、性能、取引条件等について、 競合する製品との比較表示をする 場合は、具体的な事実に基づく数値 を用い、その根拠を明示すること。
 - イ 自社の既往製品との比較表示を する場合は、直近の製品との比較に 限ることとし、自社製品との比較で ある旨及び比較対照する機種名を 明示すること。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

(不当表示の禁止)

- 第14条 事業者は、新品電子鍵盤楽器に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
 - (1) 電子ピアノ又は電子オルガンでないものを、電子ピアノ又は電子オルガンであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (2) 第4条から第13条までに規定する 事項についての虚偽又は誇大な表示 で、実際のものよりも優良又は有利で あると一般消費者に誤認されるおそ れがある表示
 - (3) 特定機種にのみ適用する機構、製造方法、仕様等による品質又は性能の向上について、あたかも他の機種のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (4) 外観、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (5) 国内で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示又は外国で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (6) 「最高級」、「完ぺき」等の用語を第 12条の規定に基づかないで使用する ことにより、実際のものよりも優良又 は有利であると一般消費者に誤認さ

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

れるおそれがある表示

- (7) 自己の扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (8) 実際に販売する電子鍵盤楽器と異なる他の電子鍵盤楽器についての絵、写真、映像等を使用し、又は品質、性能等について著しく誇張する絵、写真、映像等を使用することにより、実際のものよりも優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (9) 保証書の保証事項について、実際に は部分保証であるにもかかわらず、全 体の保証であるかのように一般消費 者に誤認されるおそれがある表示
- (10) 保証書の保証期間又は保証内容が 実際には個々の商品により相違があ るにもかかわらず、全商品が同一の 保証期間又は保証内容であるかのよ うに一般消費者に誤認されるおそれ がある表示
- (11) アフターサービス及び保証書の内容について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (12) 表示された販売価格では実際に購入できないにもかかわらず、あたかも購入できるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (13) 実際には表示された販売価格に含まれていない付属品、サービス等について、あたかも表示価格に含まれ

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

ているかのように一般消費者に誤認 されるおそれがある表示

- (14) 納入期間や納入時期について、実 際のものよりも有利であると一般消 費者に誤認されるおそれがある表示
- (15) 割賦販売の表示について、頭金、支 払回数、支払期間、金利、支払総額、 割賦手数料等が実際のものよりも有 利であるかのように一般消費者に誤 認されるおそれがある表示
- (16) 割賦販売の表示について、実際に は金利又は手数料を徴収するにもか かわらず、単に「金利、手数料なし」 と表示する等、実際の割賦販売条件 よりも有利であると一般消費者に誤 認されるおそれがある表示
- (17) 他の事業者の営業方針、事業活動 及び信用度並びに他の電子鍵盤楽器 の品質、性能、取引条件等について、 中傷又は誹謗する表示
- (18) 前各号に掲げるもののほか、電子 鍵盤楽器の取引について実際のもの 又は自己と競争関係にある他の事業 者に係るものよりも優良又は有利で あると一般消費者に誤認されるおそ れがある表示

(おとり広告に関する表示の禁止)

- 第15条 事業者は、広告、チラシ等におい て、次の各号に掲げる表示をしてはなら ない。
 - 実際には取引することができない もの又は取引の対象となり得ない

(1) 取引の申出に係る電子鍵盤楽器が | 第 43 条 規約第 15 条第1号に規定する 「実際には取引することができないも の」とは、広告、チラシ等に表示した商品

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

ものである場合のその電子鍵盤楽 器についての表示

について、販売のために通常必要とされ る準備がされておらず、引渡しまでに10 日以上の期間を必要とするため通常顧客 が取引に応じないことが明らかな場合等 をいう。ただし、新品電子鍵盤楽器 (規約 第 21 条において読み替えて準用する場 合を除く。) の場合であって、受注生産品 である旨又は製造業者等からの納入に時 間がかかる旨を明らかにしているときを 除く。

- (2) 取引の申出に係る電子鍵盤楽器が 実際には取引する意思がないもの である場合のその電子鍵盤楽器に ついての表示
- 第 44 条 規約第 15 条第 2 号に規定する 「実際には取引する意思がないものであ る場合 | とは、広告、チラシ等に表示した 商品を合理的な理由がないのに顧客に対 して見せない場合、広告、チラシ等に表 示した商品に関する難点をことさら指摘 する等して当該商品の取引に応じない場 合等をいう。
- (3) 取引の申出に係る電子鍵盤楽器の 販売数量、販売期間又は販売の相手方 が著しく限定されているにもかかわ らず、その限定の内容が明瞭に記載さ れていない場合のその電子鍵盤楽器 についての表示
- 第 45 条 規約第 15 条第3号に規定する 「販売数量、販売期間又は販売の相手方 が著しく限定されているにもかかわら ず、その限定の内容が明瞭に記載されて いない場合」とは、第39条各号に規定す る表示を行っていない場合をいう。

(オープン懸賞の制限) 第16条 削除

第3章 中古電子鍵盤楽器の表示 (店頭等における必要表示事項)

第 17条 事業者は、一般消費者に直接販売 | 第 46条 規約第 17条に規定する「明瞭に するため、店頭、展示場等に展示する中

表示」するとは、当該商品に付着して表

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

古電子鍵盤楽器には、次に掲げる事項を 施行規則で定めるところにより、外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければ ならない 示し、又は当該商品の直近の場所に表示 板を設定して表示するなど、当該表示が 当該商品についてのものであることが明 らかに分かるように表示することをい う。

(1) 中古品である旨

第 47 条 規約第 17 条第 1 号に規定する「中古品である旨」の表示については、「中古」の文言を必ず使用するものとする。この場合にあっては、「USED」等の文字を併記することができる。

(2) 商標及び機種名

第 48 条 規約第 17 条第2号に規定する 「商標及び機種名」については、第6条 及び第7条の規定を準用する。

(3) 販売価格

- 第 49 条 規約第 17 条第3号に規定する 「販売価格」については、第35条の規定 を準用する。
- (4) 販売価格に含まれる付属品又はサービスの内容
- (5) 取扱説明書の有無

- 第49条の2 規約第17条第5号に規定する「取扱説明書の有無」の表示を行う場合に、「無」と表示したときは、店内の見やすい場所に「中古品については、通常取扱説明書が付属しておりませんが、ご入用の場合にはメーカーから取り寄せることができる場合もありますので御相談ください。」等と表示するよう努めるものとする。
- (6) 運送料・据付料に関する事項
- (7) 割賦販売 (ローン提携販売を含む。) に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

の率 (実質年率) 及び額並びに支払総 額

(再調整品における表示)

整品」等再調整を行った旨の表示を行う 場合は、施行規則で定めるところによら なければならない。

(広告における必要表示事項)

- 第19条 事業者は、一般消費者に直接販売 するため、新聞、雑誌、チラシその他の 広告において、中古電子鍵盤楽器に関す る商品広告を行うときは、次に掲げる事 項を明瞭に表示しなければならない。
 - (1) 中古品である旨
 - (2) 商標及び機種名
 - (3) 販売価格
 - (4) 割賦販売 (ローン提携販売を含む。) に関する価格の表示をする場合にあ っては、その支払方法、利息・手数料 の率 (実質年率) 及び額並びに支払総 額

第18条 中古電子鍵盤楽器について「再調 | 第50条 規約第18条に規定する「再調整 品」等再調整を行った旨の表示は、整備 調整を施した電子鍵盤楽器であって、6 か月以上の無料修理の期間を明示した保 証書を付したものについてのみ行うこと ができる。

- 第 51 条 規約第 19 条第1号に規定する 「中古品である旨」については、第47条 の規定を準用する。
- 第 52 条 規約第 19 条第 2 号に規定する 「商標及び機種名」については、第6条 及び第7条の規定を準用する。
- 第53条 規約第19条第3号に規定する 「販売価格」については、第35条の規定 を準用する。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

(不当表示の禁止)

- 第20条 事業者は、中古電子鍵盤楽器について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
 - (1) 第 17 条及び第 19 条に規定する必要表示事項についての虚偽又は誇大な表示
 - (2) 「新中古」、「新古品」、「徳用新品」 等の表示
 - (3) 修理、補修、整備、保証等について、 実際のものよりも著しく有利である と一般消費者に誤認されるおそれの ある表示
 - (4) 二重価格表示

(準用)

第21条 第12条 (特定用語の使用基準)、 第13条 (特定事項の表示基準)、第14条 (不当表示の禁止)及び第15条 (おとり 広告に関する表示の禁止)の規定は、中 古電子鍵盤楽器の表示について準用す る。

第4章 公正取引協議会

(公正取引協議会の設置)

第22条 この規約の目的を達成するため、 鍵盤楽器公正取引協議会(以下「公正取 引協議会」という。)を設置する。

(削除)

(公正取引協議会の事業)

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

- 第23条 公正取引協議会は、次の事業を行う。
 - (1) この規約の周知徹底に関すること。
 - (2) この規約についての相談及び指導 に関すること。
 - (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。
 - (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
 - (5) この規約の規定に違反する事業者 に対する措置に関すること。
 - (6) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
 - (7) 不当景品類及び不当表示防止法及 び公正取引に関する法令の普及並び に違反防止に関すること。
 - (8) 関係官公庁との連絡に関すること。
 - (9) 会員に対する情報提供に関すること。
 - (10) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

- 第24条 公正取引協議会は、第4条から第 21条までの規定に違反する事実がある と思料するときは、関係者を招致して事 情を聴取し、関係者に必要な事項を照会 し、参考人から意見を求め、その他事実 について必要な調査を行うことができ る。
- 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取 引協議会の調査に協力しなければならな い。
- 3 公正取引協議会は、第1項の調査に協

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

カしない事業者に対し、当該調査に協力 すべき旨を文書をもって警告し、これに 従わないときは、10万円以下の違約金を 課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

- 第25条 公正取引協議会は、第4条から第 21条までの規定に違反する行為がある と認められるときは、その違反行為を行 った事業者に対し、その違反行為を排除 するために必要な措置を採るべき旨、そ の違反行為と同種又は類似の違反行為を 再び行ってはならない旨、その他これら に関連する事項を実施すべき旨を文書を もって警告することができる。
- 2 公正取引協議会は、前項の規定による 警告を受けた事業者がこれに従っていな いと認めるときは、当該事業者に対し50 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、 又は消費者庁長官に必要な措置を講ずる よう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前 二項の規定により警告し、違約金を課し、 又は除名処分をしたときは、その旨を遅 滞なく文書をもって消費者庁長官に報告 するものとする。

(違反に対する決定)

第26条 公正取引協議会は、第24条第3 項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。) を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約 施行規則

- 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立 てがあった場合には、当該事業者に追加 の主張及び立証の機会を与え、これらの 資料に基づいて更に審理を行い、それに 基づいて措置の決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する 期間中に異議の申立てがなかった場合に は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決 定を行うものとする。

(規則等の制定)

- 第27条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について施行規則を定めることができる。
- 2 前項の施行規則を定め、又は変更しよ うとするときは、事前に公正取引委員会 及び消費者庁長官の承認を受けるものと する。
- 3 公正取引協議会は、規約及び第1項の 規定により定めた施行規則の運用につい て必要があるときは、細則又は運用要領 を定めることができる。
- 4 前項の細則又は運用要領を定め、変更 し、又は廃止したときは、公正取引委員 会及び消費者庁長官に届け出るものとす る。

附則

この規約の変更は、平成30年8月1日 から施行する。 附則

この行規則の変更は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

昭和59年5月15日 公正取引委員会認定

最終改正 平成30年6月 6日 公正取引委員会及び消費者庁認定

電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約施行規則

平成4年11月30日 公正取引委員会承認

最終改正 平成30年6月 6日 公正取引委員会及び消費者庁承認